

「短期交通広告掲出代理店」申請・契約・発注までの流れ

※短期交通広告代理店の申請を行なう場合、別途「入札参加資格登録」をしていただく必要があります。

1 申請

「短期交通広告掲出代理店申込書」※1に必要事項をご記入のうえ
公社募集課 営業推進係 まで郵送にてご提出ください。

※1「短期交通広告掲出代理店申込書」は当社HPよりダウンロードできます。

2 審査

申込書の内容をもとに、契約条件を満たしているか当社で審査を行います。

3 基本 契約 締結

審査のうえ、契約条件を満たしていた場合には当該契約の締結を行いません。

※なお、本件は広告代理店の当社への登録に関する契約であり、業務の発注をお約束するものではありません。

4 業務 の 発注

3.にて基本契約締結後、広告掲出に係る情報提供・ご提案をいただいた場合に、その実施について当社にて検討いたします。

掲出を依頼する場合：
当社から短期交通広告の掲出に係る発注書を送付いたします。
※発注書受領後に業務の開始となります。

掲出を見合わせる場合：
見合わせる旨のご連絡をいたします。

※基本契約締結期間内における情報提供・ご提案回数に制限はありません。

5 業務 の 開始

4.の発注書に基づき業務を実施いただきます。主な業務内容は以下の通りです。

- ・広告掲出枠の確保及び広告物掲出までのスケジュール、納品期日等の報告
- ・広告掲出物に当たっての審査等手続き
- ・広告物の意匠変更（作業日の確保、意匠変更に伴うデザイン審査等を含む）
- ・その他広告物掲出に係る手続き等

※なお、当該業務は原則として掲出期間が1ヶ月以下の短期間の交通広告とします。